

第4次岸和田市子ども読書活動推進計画
(あつまれ！本好き岸和田っ子プラン)



令和7年3月

岸和田市教育委員会

はじめに

岸和田市では、「総合計画 将来ビジョン・岸和田」において、「笑顔にあふれ誰もが“幸せ”を感じる都市」の実現を基本理念に掲げています。

読書は、この理念を実現するための重要な活動のひとつであり、特に、子どもの頃から読書に親しむことは、自らの歩みで日々を充実させていくための基礎になります。

本市では、平成16（2004）年度以降、「子ども読書活動推進計画」を順次策定し、子どもの読書活動に関する取組を進めてきたところであり、今後も、子どもの読書活動を推進していくため、この度「第4次岸和田市子ども読書活動推進計画（あつまれ！本好き岸和田っ子プラン）」を策定いたしました。

今回、策定いたしました「第4次岸和田市子ども読書活動推進計画」につきましては、「すべての子どもへ読書の楽しさを」を基本理念に、読書を楽しむための機会の提供や、読書習慣づくり等、現在実施している取組をさらに充実させるとともに、スマートフォンの普及や学校における1人1台のタブレット端末の導入等による、子どもたちを取り巻く生活環境の変化を踏まえ、より一層ICTの活用を推進していきます。

今後、子どもたちが、本と電子書籍等を状況に合わせて使いこなし、読書が生活の一部となることによって、自らの生涯を充実させていく力を身につけていくことを願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様方に心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

岸和田市教育委員会 教育長 大下 達哉

目 次

第1章 岸和田市子ども読書活動推進計画策定にあたって・・・・・・・・・・	1
1. 岸和田市子ども読書活動推進計画策定の趣旨・・・・・・・・・・	1
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画期間	
(4) 対象者	
2. 子ども読書活動の現状と課題・・・・・・・・・・	3
(1) 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化	
① 学校図書館法の改正	
② 読書バリアフリー法の施行	
③ 学習指導要領等の改訂	
④ 図書館とDX（デジタルトランスフォーメーション）	
⑤ 家庭による読書環境の格差の広がり	
⑥ 持続可能な開発目標との関わり	
第2章 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の成果と課題・・・・・・・・	6
1. 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の基本方針・・・・・・・・	6
2. 取組の成果と課題・・・・・・・・・・	6
3. 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の総括・・・・・・・・	24
第3章 第4次岸和田市子ども読書活動推進計画の体系・・・・・・・・	25
1. めざす子どもの姿と基本理念・・・・・・・・・・	25
2. 子どもの読書活動の推進のための施策目標・・・・・・・・	26
基本方針（1） 読書環境の整備と充実	
① 読書活動拠点づくり	
② 家庭・地域における環境づくり	
③ 誰もが利用しやすい居場所づくり	
基本方針（2） 学校・図書館・保育所・こども園等との連携強化	
① 幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進	
② 小・中学校における読書活動の推進	

③図書館における読書活動の推進

④連携・協働による推進体制の整備

基本方針（３） 読書への興味や地域に対する愛着を深める情報発信

①本に親しむ環境づくり

②親子で本に触れる機会の提供

③地域学習資料の収集及び活用

３．基本方針における事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

４．発達段階における事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第４章 第４次岸和田市子ども読書活動推進計画の実現に向けて・・・・・・・・ 38

１．推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

２．計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

３．推進のための連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

資料

岸和田市子ども読書活動推進会議等設置要綱・・・・・・・・・・・・ 39

岸和田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 41

子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 岸和田市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 岸和田市子ども読書活動推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

昭和50(1975)年に開館した現在の図書館本館では、市民のニーズに応えながら幅広い蔵書を備え、適宜、それらの更新を行う一方、市内5つの市民センター内には図書館分館の設置や、自動車文庫の巡回を行う等、市民が読書に親しむことができるよう環境整備に努めてきました。

また、子どもが本に接する機会が増えるように、家庭・地域・学校等が連携し、図書館から学校等へは、団体貸出サービスや学校配送セット本サービス等の運用を行ってきました。

本計画の策定に当たっては、平成13(2001)年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」や、国、大阪府の計画を基に、平成16(2004)年7月に「第1次岸和田市子ども読書活動推進計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、平成25(2013)年11月に「第2次岸和田市子ども読書活動推進計画(以下「第2次計画」という。)」を策定しました。

令和2(2020)年3月に策定した「第3次岸和田市子ども読書活動推進計画」は、「岸和田市まちづくりビジョン第3期戦略計画」とも整合を図りながら、施策の総合的かつ計画的な推進と実現をめざすものとしています。

これらの計画の推進においては、「岸和田市子ども読書活動推進会議」を設置し、子どもの読書活動を推進する個別事業の取組について、適宜、進捗状況の確認を行ってきたところです。

その後、岸和田市市制施行100周年にあたる令和4(2022)年度を、市民の貴重な財産である図書館を新たに整備し継承していくためのキックオフと位置付け、議論をスタートさせるとともに、令和5(2023)年2月には、新図書館整備に向けた考え方や課題を取りまとめた「岸和田市図書館のありかた」を策定しました。

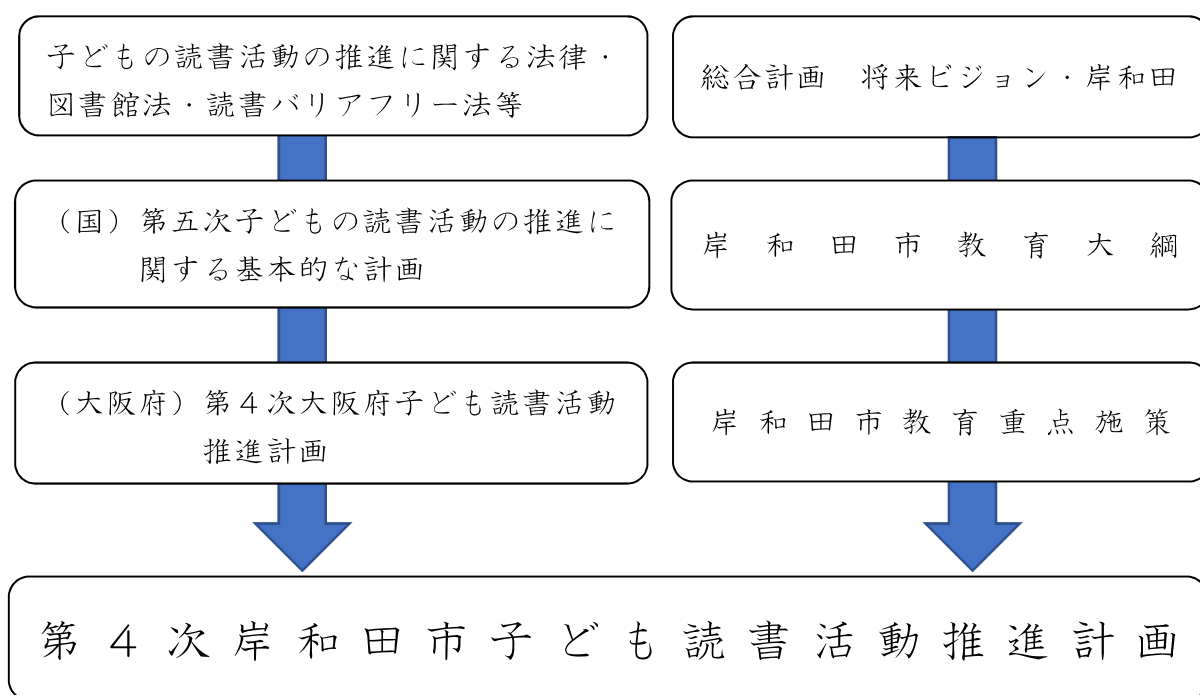
子どもの頃から本に親しみ、本を読む習慣を身に付けることが、子どもの成長と学力の定着に大きな影響を与えることから、子どもの読書活動の推進のために、今後も様々な支援を行い、保護者には、子育て世代が求める資料や読書に関する様々な情報・空間を提供していく必要があります。

これらを踏まえ、この度、本市における子どもの読書活動をより一層推進していくため、「第4次岸和田市子ども読書活動推進計画(あつまれ!本好き岸和田っ子プラン)」(以下「第4次計画」という。)を策定しました。

（２）計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」【平成13（2001）年法律第154号】第9条第2項の規定に基づく計画であるとともに、関連法令、国・大阪府の子ども読書活動の推進に関する計画や「総合計画 将来ビジョン・岸和田」「岸和田市教育大綱」「岸和田市教育重点施策」等を踏まえて策定しました。

【第4次岸和田市子ども読書活動推進計画との関係図】



（３）計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの、5年間の計画期間とします。

（４）対象者

本計画の対象者は、概ね18歳以下の子どもとその保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わる個人及び団体とします。

2. 子どもの読書活動の現状と課題

(1) 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

① 学校図書館法の改正

平成 26 (2014) 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」【平成 26 (2014) 年法律第 93 号】が成立し、学校図書館の職務に従事する学校司書の法的な位置付けが明確化されるとともに、学校司書への研修等の実施が規定されました。

平成 28 (2016) 年 10 月には、学校図書館の整備充実を図るため、文部科学省において、学校図書館の望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

また、平成 29 (2017) 年 4 月には「第 5 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置等の環境整備が求められました。

さらに、令和 4 (2022) 年 1 月の「第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」では、すべての小中学校において学校図書館図書標準の達成をめざすとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることが求められました。

② 読書バリアフリー法の施行

令和元 (2019) 年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」【令和元 (2019) 年法律第 49 号】が施行され、障害の有無に関わらずすべての国民が読書を通じて、文字活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

③ 学習指導要領等の改訂

平成 29 (2017) 年 3 月に「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「小学校及び中学校学習指導要領」が、平成 30 (2018) 年 3 月に「高等学校学習指導要領」が告示されました。

小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、国語を中心に各学校において必要な言語環境を整えとともに、各教科等の特質に応じた言語活動の充実や、学校図書館の計画的な活用を図り児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

また、保育所、こども園及び幼稚園における指針や要領には、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが規定されました。

④図書館とDX（デジタルトランスフォーメーション）

急激な社会環境の変化に伴い、DXの重要性が高まっており、私たちの生活も様々に変化しています。スマートフォンやタブレット等の情報メディアの普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、図書館での読書活動の中断を余儀なくされたことから、ICTを活用した、来館に限定しない読書環境づくりといった、新たな生活様式や市民ニーズに対応した図書館サービスの展開が求められています。さらに、デジタル情報の利便性の向上は、情報を収集、分析して問題解決能力を高めることにつながる一方、自らが必要な情報等を選択し、活用できる力が必要となります。

今後、学習や情報収集のニーズが広がっていく中で、一人ひとりの学びを支えるため、あらゆる人が必要な情報に等しくアクセスできる情報提供拠点として、その情報を取捨選択し、使いこなすための情報リテラシーを身に付けられるよう支援する必要があります。

⑤家庭による読書環境の格差の広がり

社会環境の変化やライフスタイルの変化、経済格差の拡大等により、子どもが本にふれる機会の少ない家庭が増え、保護者自身も読書をする機会が減ること、子どもの読書習慣の形成に影響が及んでいます。

⑥持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）との関わり

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標を掲げています。現在、それらを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定に当たっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

この理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな問題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出していくことが求められています。読書活動には、子どもの頃から、この様々な課題や世界で起きていることに興味を持ち、目を向けるきっかけになるなどの役割が期待されます。

図書館の活動は、「4. 質の高い教育をみんなに」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に該当し、本市でも、子ども読書活動を通じて、SDGs達成に向けた取組を推進する必要があります。

「持続可能な開発目標」



第2章 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の成果と課題

1. 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の基本方針

基本方針（1）子どもが読書に親しむための読書環境の整備を進めます。

基本方針（2）子どもが、資料を利用したり、知りたいことを調べる力を養うことができるよう、子どもと本をつなぐ人材確保やしくみづくりを進めます。

基本方針（3）岸和田市の特色を活かした読書活動を推進します。

基本方針（4）子どもの読書活動を推進するための連携、協力、啓発を進めます。

2. 取組の成果と課題

基本方針（1）子どもが読書に親しむための読書環境の整備を進めます。

子どもが本に親しみ、読書の楽しみを知ることができるよう、子どもの周りに読みたいと思う本がある環境づくりを進めます。

また、読書する際の心地よい空間づくりに努めます。

◇「パパママ教室」【子ども家庭課】

ア 事業概要

妊婦とそのパートナー対象の教室です。妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図るとともに、沐浴実習等のグループワークを行うなど、親になる準備を支援する目的で3回1クールの教室を年6回開催しています。

また、この教室では、岸和田市立図書館ボランティアグループだっこ（以下「だっこ」という。）による絵本の紹介と読み聞かせを実施しています。

イ 成果・課題

対象者に対し、「だっこ」による、絵本やわらべうたの紹介と、読み聞かせの方法を伝えるプログラムを年度内に6回実施し、親子で絵本やわらべうたにふれあう大切さを伝える機会を設けました。

◇「ブックスタート」【図書館】

ア 事業概要

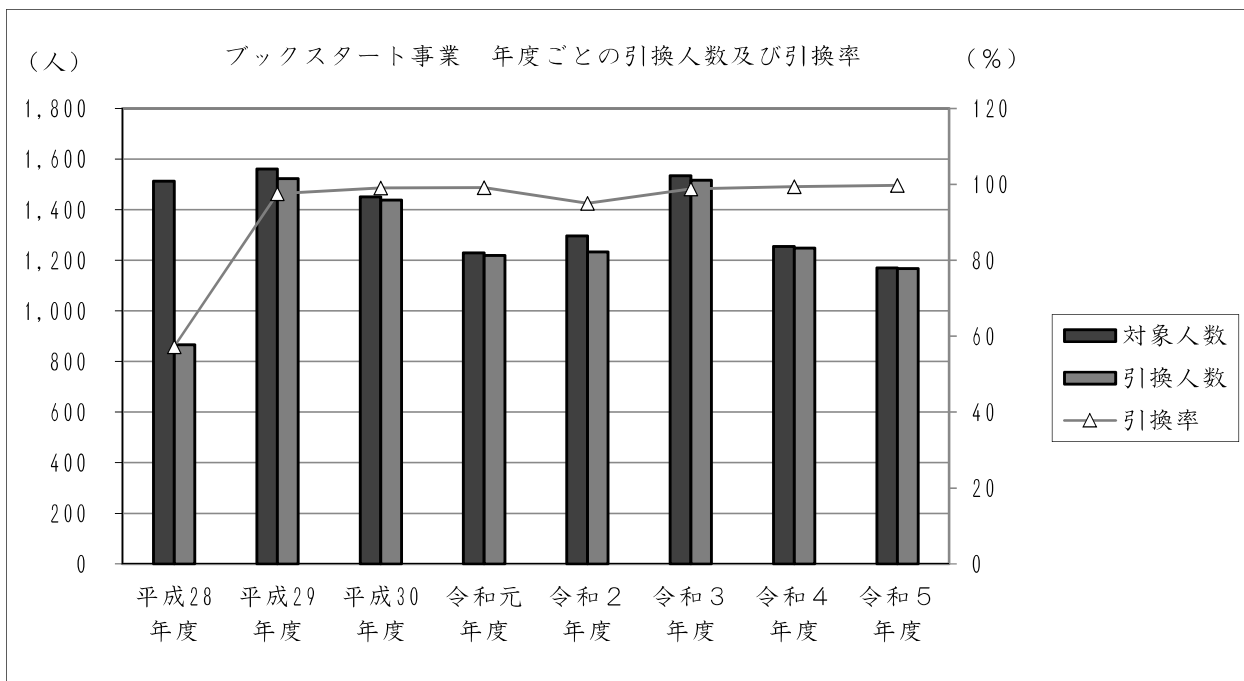
平成19（2007）年度より開始し、現在はこども家庭すこやかセンターで実施している4か月児健康診査（以下「4か月児健診」という。）時に、5種類の絵本の中から好きな絵本1冊と、子育てに関する情報紙を配布していましたが、平成31（2019）年度からは、ブックスタート時に配付した絵本が、読書習慣につながることを願い、「読みきかせ読書手帳」の配布も開始しました。

イ 成果・課題

4か月児健診時のすべての赤ちゃんへ絵本と「読みきかせ読書手帳」を配布し、家庭での絵本の読み聞かせのきっかけづくりを行いました。

今後は、ボランティアグループ等と連携し、図書館の利用促進を図ります。

また、家庭での読み聞かせを推進するために、子育て環境の変化に即した行事を行い、読書活動へつなげていきます。



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象人数 (人)	1,513	1,561	1,451	1,229	1,297	1,534	1,255	1,170
引換人数 (人)	866	1,523	1,438	1,219	1,233	1,516	1,248	1,167
引換率 (%)	57.2	98	99.1	99.2	95.1	98.8	99.4	99.7

◇「あかちゃんひろば」【子育て施設課】

ア 事業概要

「あかちゃんひろば」は、生後3か月から1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、一緒に絵本を楽しむ機会を作り、その時間が赤ちゃんにとって大切であることを知らせるために、子育て支援センターさくらだい（3回連続講座）で実施しています。

イ 成果・課題

赤ちゃんのどの時期にどのような絵本を与えれば良いのかと迷う保護者もいますが、講座を受講することで、絵本を身近に感じられるようになったという声も聞かれました。

この講座をきっかけに、「えほんひろば」（後述）に参加される方も増えてきました。

◇「えほんひろば」【子育て施設課】

ア 事業概要

就学前の子どもとその保護者を対象に、子育て支援センターさくらだいで、毎月1回開催しています。保育士による絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行っているほか、参加者が自由に絵本を手にとって楽しむこともできます。支援センターの蔵書はもちろん、図書館から団体貸出を受けた絵本や育児本等を活用しています。

イ 成果・課題

親子で気軽に絵本にふれ、楽しむことができる機会になっているほか、親同士の交流の場にもなっています。

◇「だっこでおはなし会」【図書館】

ア 事業概要

「だっこ」は、平成16（2004）年度に「子どもだけではなく、子育てをするお母さんたちを支えたい」という思いから発足しました。

大阪府立中央図書館における「乳児向けお話し会」の研修を受講し、図書館本館で、お話し会を春と秋に計10回開催しています。

また、桜台図書館でも、図書館本館とは別プログラムで毎月1回「だっこでおはなし会α＋さくらだい」を開催しています。

イ 成果・課題

こども家庭すこやかセンターで開催している「パパママ教室」や「ブックスタート」において、ボランティアスタッフが自ら取組の周知を行っていることもあり、参加者は緩やかに増加しています。

今後、活動を充実させていくために、担い手の確保が必要です。

◇「りんりん絵本ボックス」【図書館】

ア 事業概要

幼稚園 12 園と、保育所等 12 か所に、教職員や保育士の要望を踏まえ、子どもにふさわしい絵本や図鑑、紙芝居を選書し、1 セット 60 冊程度配本を行っています。

イ 成果・課題

3～4 か月に 1 回のペースで配本を行っており、今後も、定期的な配本の継続をめざします。

◇「保育所読書活動」【子育て施設課（各園）】

ア 事業概要

絵本は子育てや保育の中で、子どもの心を豊かにするために欠くことのできないものと捉え、子どもが絵本やお話が大好きになるような、豊かな読書環境づくりに向けて取り組んでいます。

イ 成果・課題

設定保育時間、午睡前の絵本タイムや長時間保育など、年間を通して、絵本や文字にふれる時間を作ることができました。また、絵本を題材に、身振り表現、ごっこ遊び、劇づくりなども楽しむことができました。

◇「幼稚園での読書活動」【学校教育課（各幼稚園）】

ア 事業概要

保育の中で生じる待ち時間や、子どもを集中させる時間などに、絵本や紙芝居、大型絵本、大型紙芝居の読み聞かせを行っています。

また、地域の方による読み聞かせを行ったり、自動車文庫「なかよし号」を利用するなど、自由に本を読んだり選んだりして、本に親しむことができる環境づくりを行っています。

イ 成果・課題

自動車文庫「なかよし号」により、小学校への貸出だけでなく、併設されている幼稚園も本の貸出を受けました。

◇「お話会・行事」【図書館】

ア 事業概要

子どもが楽しむことができるテーマの絵本を選び、定期的にお話会を開催しています。乳幼児や児童を対象に、それぞれが楽しむことができるよう内容を考えています。

お話会や行事は、岸和田市子ども文庫連絡会^{※1}（以下「岸子連」という。）に所属しているボランティア等の協力も得て開催しています。

イ 成果・課題

図書館や本に興味を持ってもらえるよう、毎月、職員やボランティア等による、お話会や子どもが楽しむことができる行事を開催しました。

また、市のホームページや広報紙等で周知することで、参加者が増加しています。

今後も、図書館を利用する機会を増やし、読書の楽しさを知ってもらえるよう、内容や開催時期、時間帯を工夫していく必要があります。

◇「障がい理解への取組」【人権教育課（小学校・中学校）】

ア 事業概要

学校園では、毎年、子どもの作品（標語、ポスター、作文、詩）が掲載されている人権作品集「なかま」を配布し、障がいへの理解の啓発を行っています。総合的な学習の時間において、アイマスク体験や、車椅子体験など、体験活動に重ね合わせ、障がいへの理解を深めるために、学校図書館で調べ学習も行っています。

また、学校司書が教員のニーズを調査し、図書館の資料を集めて提供することなども行っています。

図書館では、子どもが様々な障がいについて理解するための資料の収集や貸出に努めています。

イ 成果・課題

人権作品集「なかま」を全児童生徒へ配布しました。障がい理解教育に活用できる本、ジェンダーや多様性に関する絵本、多言語絵本などを充実させ、様々な子どもが共に学ぶことができるよう、連携した取組を検討します。

用語解説

※1 岸和田市子ども文庫連絡会（岸子連）

「どの子にもよい本、よい読書環境を」と願って、家庭文庫や地域文庫を個々で開設し、運営していた人たちが集まり、協力して子どもの読書活動に携わっているボランティアグループです。

◇「セラピードッグで読み聞かせだワン！」【図書館】

ア 事業概要

令和2（2020）年度より、子どもを大きな愛情で包んでくれるセラピードッグとふれあう機会の行事を行っています。犬とのふれあいだけでなく、子どもが犬に絵本の読み聞かせをすることで、人とのコミュニケーション能力を高めるきっかけとなります。

イ 成果・課題

人前で本を読むことが苦手な子どもや、人とのコミュニケーションの取り方が苦手な子どもを対象に、本を読むことの楽しさを体感していただき、セラピードッグの活動も知ってもらう機会を提供できました。



【セラピードッグで読み聞かせだワン！の様子】



【保育所読書活動の様子】

基本方針（２）子どもが資料を利用したり、知りたいことを調べる力を養うことができるよう、子どもと本をつなぐ人材確保やしくみづくりを進めます。

子どもが本に親しみ楽しむことや、資料を利用したり、知りたいことを調べる力を養うことは、子どもの成長にとって大切です。発達段階に応じて楽しむ、学ぶ、調べるなど、多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供していきます。

また、そのために、子どもの読書活動を支える人材の確保・育成に努め、子どもと本をつなぐしくみづくりを進めます。

◇「読書活動事業」【学校教育課（小中学校）】

ア 事業概要

年３回の学校司書連絡会の際に、各学校で行った取組の中で好事例を紹介・共有し、担当校の実情に合わせて児童生徒の意欲喚起や読書推進となる取組を計画しています。

また、図書館との連携を進めています。

イ 成果・課題

各学校における学校図書館の授業活用方法や年間貸出冊数増加に向けて、好事例を共有しました。課題としては、蔵書管理や貸出状況の把握・分析のためのネットワーク整備や図書館との連携があげられます。

今後、国や大阪府の不読率改善を行うために、効果的な取組を学校全体で考察していく必要があります。



【読書感想文講座の様子】



【中学生職場体験の様子】

◇「学校への団体貸出や資料の配送」【図書館】

ア 事業概要

小学校、中学校、学校司書、図書館ボランティアグループなどの団体に、原則最大 200 冊まで図書や資料を貸出しています。

イ 成果・課題

図書館司書が、学校司書が集まる機会に、団体貸出の利用方法を説明することにより、団体貸出の利用は増加傾向にあります。今後はより円滑に図書や資料の受け取りや返却が行えるようしくみづくりが必要です。

また、令和 3（2021）年度より「学校配送セット本サービス」※²を開始し、定期配送を行っています。現在は、限られた学校のみへの提供となっていますが、今後、関係課と協議の上、さらに拡充するようサービス内容について検討する必要があります。



【図書館テーマ展示の様子】

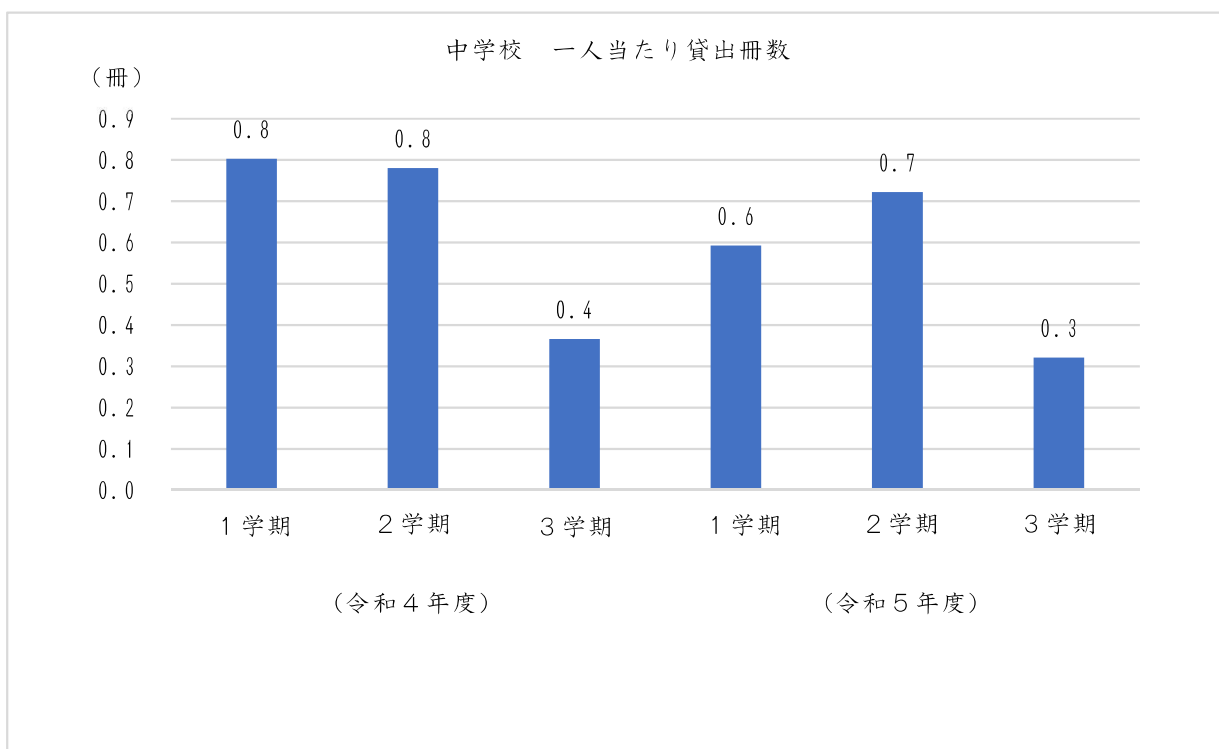
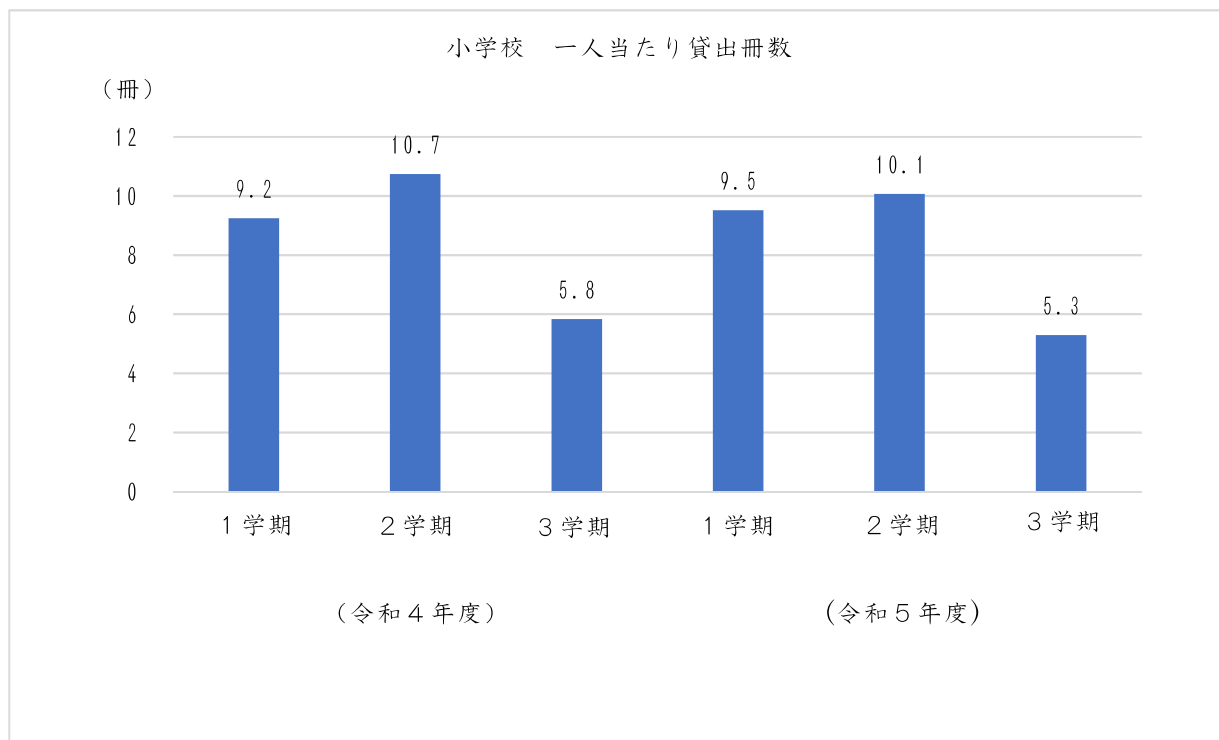


用語解説

※ 2 学校配送セット本サービス

図書館から授業で活用する調べ学習や朝読セット等の定期配送をしています。

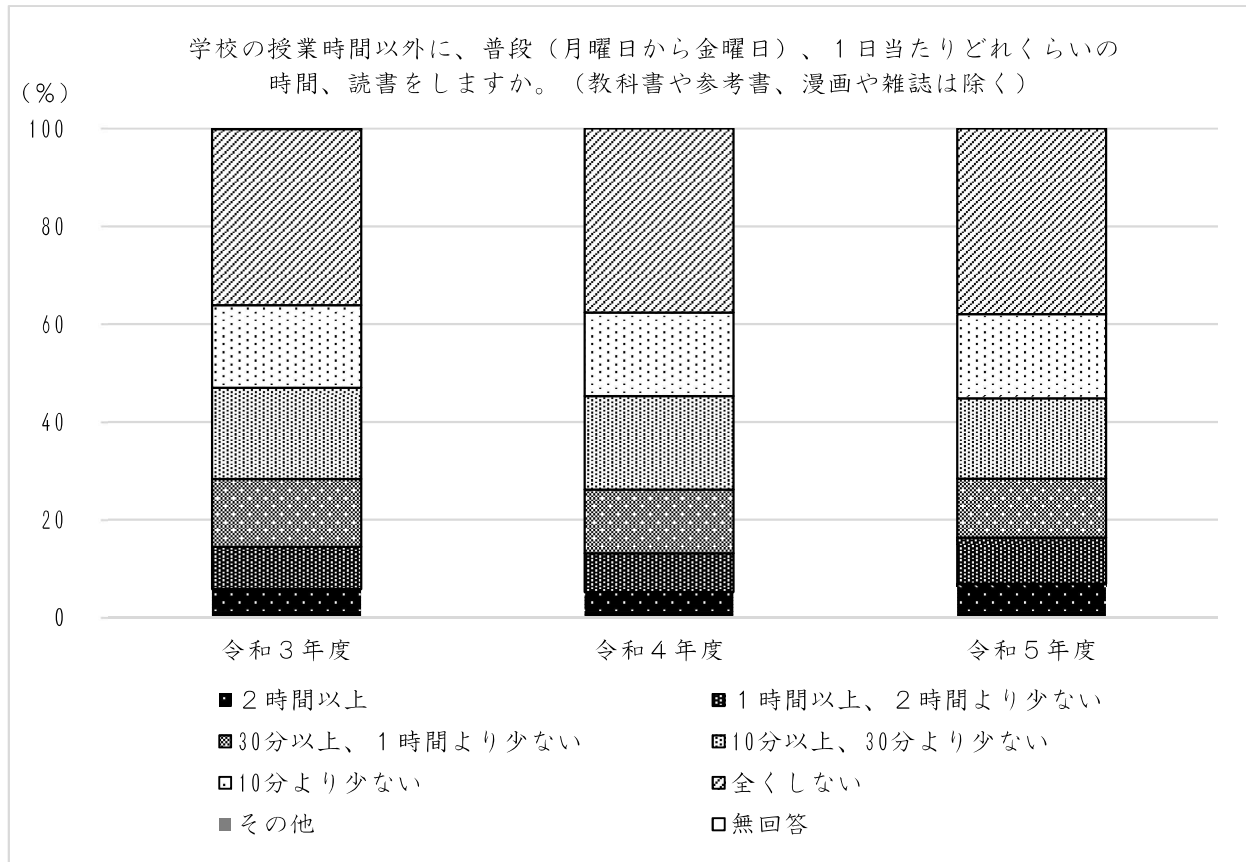
【本市における一人当たりの学校図書館年間貸出冊数】（学期単位）



【本市における学校時間外の読書量】

（全国学力・学習状況調査より）

（小学校）



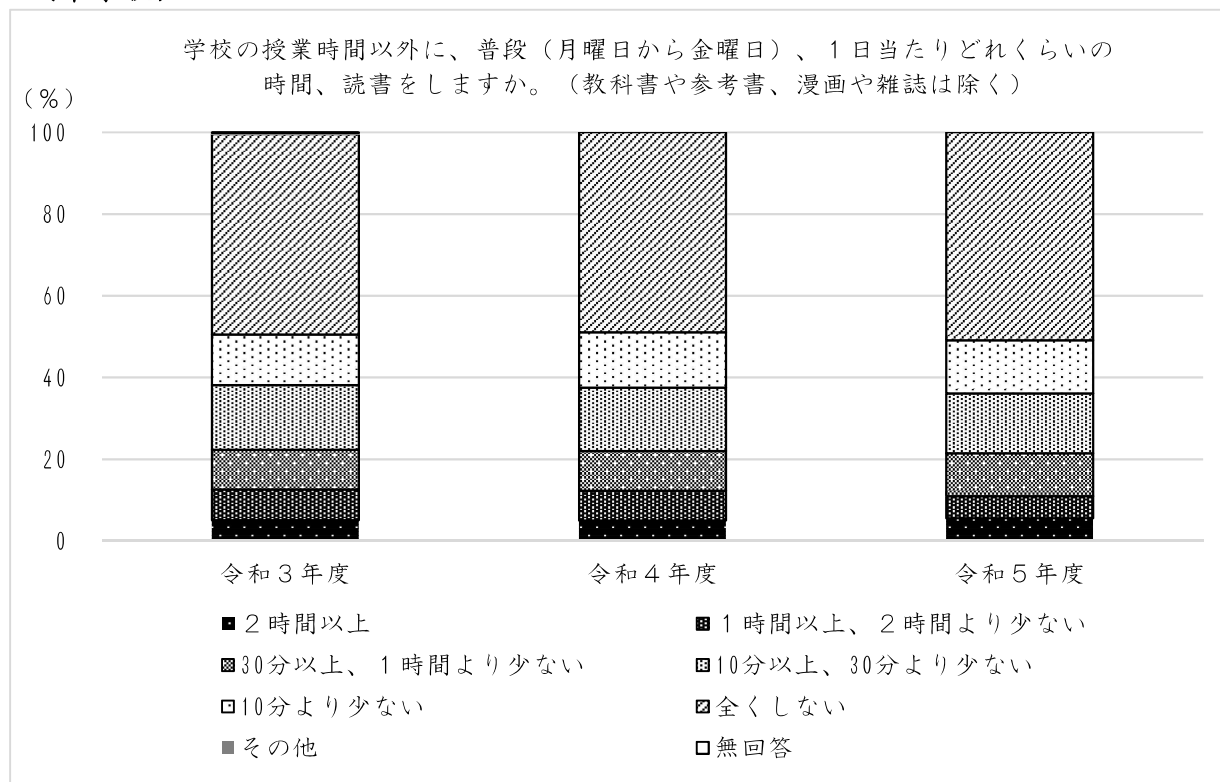
（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2時間以上	5.8	5.2	6.9
1時間以上、2時間より少ない	8.6	7.9	9.4
30分以上、1時間より少ない	13.9	13	12
10分以上、30分より少ない	18.7	19.1	16.4
10分より少ない	16.9	17.1	17.2
全くしない	36	37.6	37.9
その他	0	0	0
無回答	0.1	0	0

【本市における学校時間外の読書量】

（全国学力・学習状況調査より）

（中学校）



（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2時間以上	5.1	5	5.5
1時間以上、2時間より少ない	7.5	7.2	5.4
30分以上、1時間より少ない	9.7	9.6	10.4
10分以上、30分より少ない	15.8	15.4	14.5
10分より少ない	12.4	13.4	12.9
全くしない	49	48.5	50.5
その他	0.3	0	0
無回答	0.1	0	0

◇「学校司書の配置」【学校教育課（小中学校）】

ア 事業概要

各学校の図書館教育担当と、小中学校に配置されている学校司書が連携・協力し、学校全体で児童生徒への意欲喚起や読書教育活動推進を計画しています。

イ 成果・課題

小中学校 35 校に学校司書を 21 人配置しました。多くの学校において週 2 日の学校司書配置のため、子どもへの様々な取組や魅力的な学校図書館づくりの時間が限られてしまうのが課題です。人材確保など難しい面もありますが、専任配置校拡充に向けて検討していきます。

◇「お話配達」【図書館】

ア 事業概要

岸子連の協力のもと、年に 1 回小学校に出向き、授業時間に絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング※³、ブックトーク※⁴などを実施しています。

使用する図書は図書館から団体貸出され、各小学校で一定期間利用することができます。

この「お話配達」は平成 2（1990）年度に 1 校から始まり、市内全小学校（24 校）を対象にするまでに至りました。現在「お話配達」を希望する小学校は、6 学年のうちから 4 学年を選び、実施することができます。

イ 成果・課題

子どもからは、「面白かった」「楽しかった」「また来てほしい」など、多数の声が寄せられました。

今後も、事業内容の充実を図るために、学校との連携を深め、ボランティアの確保や育成、個々のスキルアップをめざします。

用語解説

※ 3 ストーリーテリング

子どもに「お話」を語り聞かせることです。

※ 4 ブックトーク

子どもの集団を対象に、テーマを決めて集めた本のあらすじや著者の紹介等を交えて、その本が読みたくなるよう、本を紹介することです。

◇「本を活用した行事の実施」【郷土文化課（自然資料館）】

ア 事業概要

自然資料館が実施している室内行事では、絵本や書籍を紹介し、本に親しむことができるきっかけづくりを行っています。

また、特別展や企画展では、展示内容に関連した書籍を紹介しています。

イ 成果・課題

ミニ実習で、絵本を活用したり、希望する参加者に本を紹介したりするなどしたところ、好評でした。

◇「こども読書ノート」【図書館】

ア 事業概要

「こども読書ノート」は、市内在住の5歳から18歳までの子どもに向けた読書記録ノートです。子どもが読書の記録を100冊分書き込むことができ、図書館で借りた本だけでなく、家庭にある本、学校図書館で読んだ本なども記録することができます。100冊を記録した達成者には、おすすめ本を紹介していただき、図書館内で掲示しています。

ノートには、本のタイトルと感想を記入することができ、後で見返した時に当時の気持ちを思い起こすことや、親子で読書体験を共有することができます。

イ 成果・課題

おすすめ本のリスト化や展示などを行うことで、利用促進につながりました。今後は、さらに関係課との連携を図り、こども読書ノートの充実に努めます。

◇「YA（ヤングアダルト）※⁵コーナーの充実」【図書館】

ア 事業概要

中学生、高校生が、図書館を利用したくなる工夫の一つとして、YAコーナーを設置し、魅力ある本棚づくりに努めています。永井熊七記念財団※⁶からの寄附等も活用し、青少年向けの資料を充実させ、環境整備も行ってきました。

イ 成果・課題

YAコーナーをリニューアルし、居心地良い空間の提供に努めることで、以前より利用者が増えました。

また、図鑑や実用書、マンガ本も充実させるとともに、おすすめ本のしおりを作製し、YAコーナーに設置することで、新たな利用者も増えています。

今後、YA世代に向け、SNSによる発信も積極的に取り入れながら、紙媒体だけでなく電子書籍の充実が必要です。

◇「探求型授業などのサポート」【郷土文化課（自然資料館）】

ア 事業概要

高校生に対する「探求型授業」のサポート、個々の質問対応を行う際に、専門分野に関する書籍（参考文献）の紹介や、目的に応じた書籍を探す方法のレクチャーを行いました。

イ 成果・課題

自然資料館で紹介した本や資料については、図書館と連携を図るために、今後、情報共有できるしくみづくりをさらに検討していきます。



【こども読書ノート】



【図書館テーマ展示の様子】

用語解説

※5 Y A（ヤングアダルト）

中学生・高校生を中心とした10代の若者の総称です。

※6 永井熊七記念財団

昭和43（1968）年、日本の発展を担う青少年の教育文化向上を目的に、永井熊七氏が「永井熊七記念財団」を創立されました。図書館では、昭和51（1976）年から、毎年、青少年向けの図書を中心に寄附をいただいています。

基本方針（３）岸和田市の特色を活かした読書活動を推進します。

岸和田市の歴史や伝説をはじめ、郷土の資料を活用して、子どもが郷土の良さを知り、地域で健やかに育つよう、行政、地域、ボランティアが連携した取組を進めます。

◇「子ども向け郷土資料の活用」【図書館】

ア 事業概要

令和４（２０２２）年度から、子どもが、本市に伝わる伝説や昔話を通して、岸和田の良さを知る読書体験ができるよう作製した「岸和田発見」シリーズの資料を、学校配送セット本「岸和田」として運用を始めました。

また、郷土の紙芝居は、学校でのお話会等で活用されており、その他、自然資料館が発行する郷土の自然に関する資料「岸和田自然シリーズ」「岸和田地学シリーズ」なども、学校授業で活用されています。

イ 成果・課題

「岸和田発見」シリーズは、団体貸出しており、貸出依頼は増加しています。

今後は、近年の岸和田の調べ学習用に対応するための資料が、さらに必要とされることから、引き続き地元の専門家たちの助言を得ながら、資料の充実に努めます。

◇「郷土の自然に関する行事の開催や質問等への対応」

【郷土文化課（自然資料館）】

ア 事業概要

自然資料館では、「和泉葛城山のブナワークショップ」や「きしわだ恐竜教室子ども部」等の行事で、関連絵本や書籍を紹介し、本に親しめるきっかけづくりを行っています。

また、自然資料館では、地域住民から郷土の自然に関する質問を年間延べ７５０件以上受けていますが、一部の質問対応の際には、関連書籍の紹介を行っています。

イ 成果・課題

地域住民から寄せられた専門的な内容の質問に対応する際には、単に言葉で回答するだけでなく、できる限り、参考文献を紹介するように努めました。そこで紹介した本や資料については、図書館と連携を図るために、情報共有できるしくみづくりをさらに検討していきます。

◇「放課後児童健全育成事業（チビッコホーム）」【子育て支援課】

ア 事業概要

チビッコホームは、保護者の就労や疾病等により、放課後の適切な遊び場や居場所を必要とする小学1～6年生を対象に、小学校敷地内に開設しています。

児童たちは、支援員の指導のもと、集団遊びを中心に楽しい放課後活動を過ごします。その活動中に、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることを目的として、読書の時間を設けています。

様々な図書にふれる機会をより一層提供できるように、図書館から定期的に各チビッコホームへ配本される読み物・実用書・絵本・紙芝居などを活用しています。

イ 成果・課題

児童が興味を示している物事に関連する資料を充実させ、1日1回は読書の時間を設け、読書習慣が身に付くきっかけづくりとしています。

また、チビッコホームで独自に購入した図書等もありますが、その量はまだ十分とは言えないため、年に一度、図書館で使用しなくなった児童図書をリサイクル本として各チビッコホームが譲り受け、資料の充実に努めています。

なお、チビッコホームの設置数は年々増加傾向にあるため、今後、図書館からの配本の追加や図書購入のための予算確保が重要です。【令和6（2024）年4月1日時点で43ホーム】



【ブックフェスタ事業の様子】



基本方針（４） 子どもの読書活動を推進するための連携、協力、啓発を進めます。

子どもの読書活動は、子どもの発達段階や生活の場所に合わせて、家庭、地域、保育所等、幼稚園、学校、岸和田市立図書館をはじめ、市の各部局が連携して相互に協力することで、様々な取組が期待されます。関係各機関の連携を深め、子どもの読書活動の取組や課題を共有し、さらなる充実と改善に努めます。

また、子どもの読書活動の大切さについて、市民一人ひとりに関心を高めてもらうよう、広報活動を行っていきます。

◇「公民館おやこ文庫」【生涯学習課】

ア 事業概要

公民館おやこ文庫は、親と子、子ども同士がふれあいを深めながら、読書に親しむきっかけづくりの場となるよう公民館に図書を備え、ボランティアの協力を得て、図書の貸出、読書指導、お話を実施しています。

イ 成果・課題

お話をやクリスマス会、人形劇等のイベントの実施や小学校でストーリーテリングを行うなど、文庫の利用促進と周知を図りました。

また、スタンプ帳を作成し、ポイントが集まるとプレゼントの進呈や、子どもからリクエストのあった図書の購入等、本に親しむ環境を整えました。

活動に当たっては、ボランティアスタッフの不足や後継者の育成が課題となっています。

◇「中高生への読書活動推進」【図書館】

ア 事業概要

中高生の職場体験を受入れ、図書館司書の業務を経験してもらうことで、図書館に興味関心を持っていただけるように取り組んでいます。また、中高生のニーズに合わせたマンガや小説、調べ学習に役立つよう実用書等を充実させています。

イ 成果・課題

職場体験の受入れやYAコーナーの設置等、図書館の利用を促す機会の提供を行いました。

今後は、中学校への支援の充実に向け、学校や関係課を対象とした調査を行っていく必要があります。

また、子どもを取り巻く情報環境の変化に対応するため、電子書籍の充実が必要です。

◇「連携した事業の実施」【生涯学習課・郷土文化課（自然資料館）・図書館】

ア 事業概要

令和5（2023）年度から、生涯学習課（市立公民館）、自然資料館、図書館で連携した事業を行い、各施設の利用促進を図っています。

イ 成果・課題

市立公民館では、乳幼児の利用が多い保育室に、季節にあわせて図書館が選書した本を配架しました。自然資料館では、実習の中で読み聞かせや、参考資料を紹介するなどし、図書館の利用促進につなげました。

また、令和5（2023）年度は3館合同で小学生以下の子どもを対象に「謎解き？スタンプラリー」を実施し、施設利用のきっかけづくりを行いました。



【生涯学習部内連携事業「子どもと一緒にわくわくまなびTime♪」の様子】



3. 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画の総括

これまでの成果や課題を踏まえ、今後の岸和田市における子ども読書活動推進の課題を次の3つに整理しました。

課題（1）すべての子どもへ読書環境の整備を推進する。

- a. 学校図書館機能の充実
- b. 様々な読書環境の整備
- c. 読書バリアフリーの推進

課題（2）学校園・図書館・保育所・こども園等の連携を強化する。

- a. 乳幼児と保護者に向けた読書推進活動
- b. 幼稚園・保育所・こども園等での読書推進活動
- c. 小中学校での読書推進活動
- d. 図書館と学校との連携強化

課題（3）図書館や地域における読書活動の機会を提供する。

- a. 図書館での地域学習資料の収集及び活用
- b. 図書館関係団体との連携による活動の推進
- c. 他課との連携による読書推進活動
- d. 地域や家庭による読書推進と連携した取組

今後の方向性

これらの課題を踏まえ、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応した取組を進める必要があります。

第4次計画では、これまでの子ども読書活動推進計画で取り組んできた成果を継承しつつ、これからの時代に必要な新たな視点を加え、子どもが魅力的な本と出会える環境づくり、自主的に読書習慣が身に付くよう読書環境づくりを推進していきます。



【図書館テーマ展示の様子】

第3章 第4次岸和田市子ども読書活動推進計画の体系

1. めざす子どもの姿と基本理念

基本理念：すべての子どもへ読書の楽しさを

子どもが魅力的な本と出会える機会を提供し、自主的に読書をする習慣を身に付けられるよう、これまでの第3次計画の成果と課題を踏まえ、今後、以下の基本方針を基に、子ども読書活動を推進していきます。

◆基本方針

基本方針（1） 読書環境の整備と充実

子どもが家庭や学校園、地域の中で読書に関心を持ち、様々なものに感動する心を育むために、様々な場所で本と出合える環境づくりをめざします。

基本方針（2） 学校園・図書館・保育所・こども園等との連携強化

子どもが読書習慣を身につけ、本を読む楽しさを体感することで、夢や目標に前向きになり、主体的に生きていく力を身につけられるよう互いに連携を図り、取組を推進していきます。

基本方針（3） 読書への興味や地域に対する愛着を深める情報発信

子どもの読書活動を担う関係機関が、様々な機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を行います。

また、地域への誇りが持てるように、歴史・文化・自然など岸和田の郷土の魅力発信を推進します。

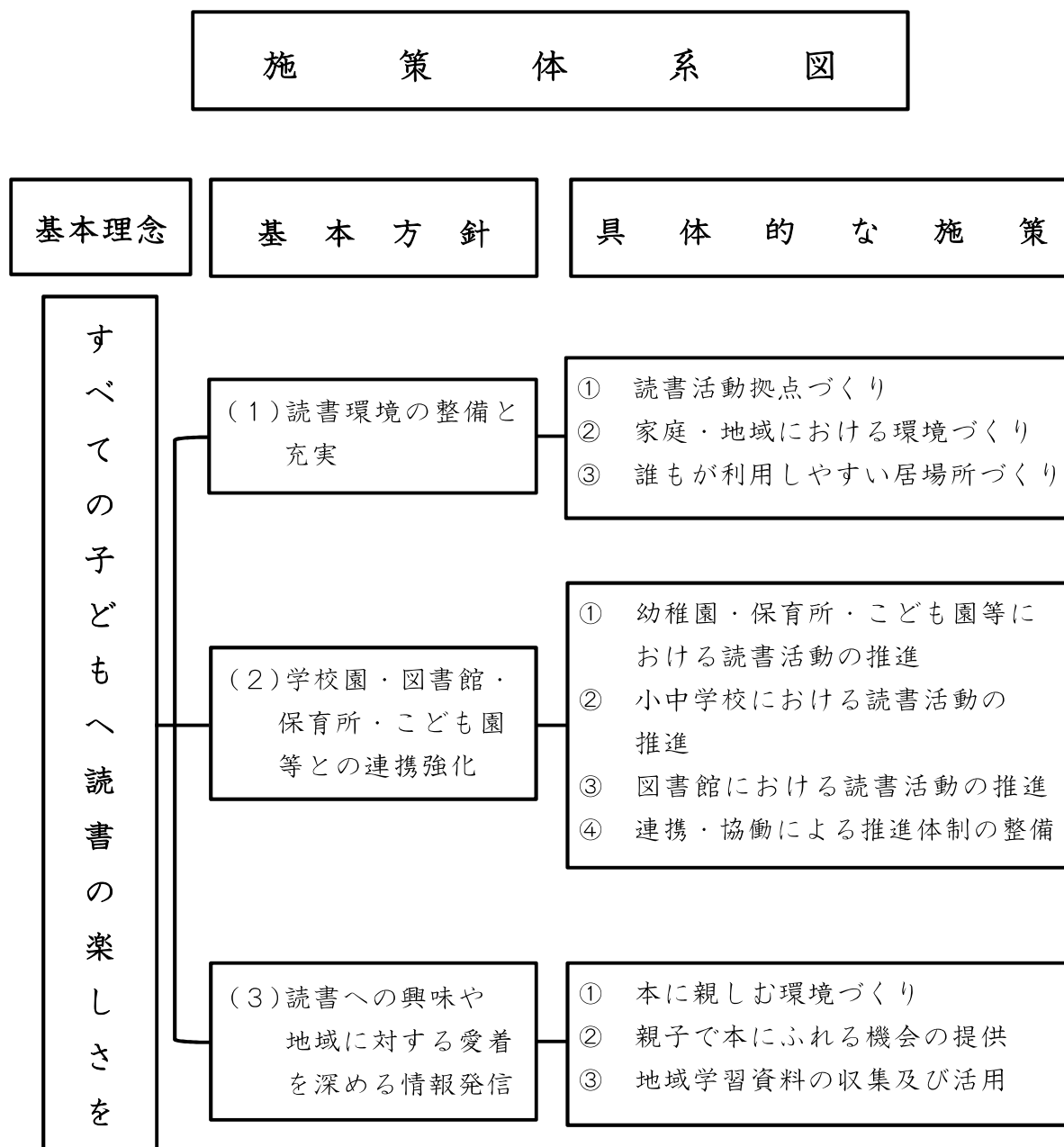
◆第3次計画の課題解決に向けて

第4次計画の基本方針を基に、第3次計画の課題解決をめざします。

第4次計画基本方針	第3次計画の課題（P24 参考）
基本方針（1）	課題（1）－ b、c 課題（2）－ a、b 課題（3）－ b、d
基本方針（2）	課題（1）－ a 課題（2）－ b、c、d 課題（3）－ a
基本方針（3）	課題（3）－ a、c、d

2. 子どもの読書活動の推進のための施策目標

基本理念である「すべての子どもへ読書の楽しさを」の実現に向けた施策の体系を下記のとおりとします。



基本方針（１） 読書環境の整備と充実

子どもが家庭や学校園、地域の中で読書に関心を持ち、様々なものに感動する心を育むために、様々な場所で本と出合える環境づくりをめざします。

<具体的な施策>

①読書活動拠点づくり

図書館、学校園、地域などが連携した読書活動のネットワークを築き、身近な読書活動拠点づくりを推進します。学校等への団体貸出や資料の配送サービス等の利便性を図ることや、読書活動イベントの開催に努めるなど、子どもの身近に本がある環境を整える取組を行います。

②家庭・地域における環境づくり

家庭は、子どもが最初に本と出会う場であり、読書に親しむ習慣を育む場でもあります。そのため、図書館では、家庭での読書習慣づくりに向け、「こども読書ノート」を配布するなど、保護者が本に興味を持ち、子どもが読書を継続的に行えるように働きかけます。

また、今後も地域での読書活動推進のため、身近な場所で自由に読書ができる環境づくりに努めるとともに、子どもの読書活動に関する情報提供を積極的に行い、家庭での読書機会の創出を図ります。

③誰もが利用しやすい居場所づくり

子どもが本にふれ、読書への関心を高めるためには、家庭での読み聞かせ等を積極的に行うことが重要です。子どもと本との距離をできるだけ縮めるため、市全体で、子どもの居場所や家庭の近くに、本のある空間づくりを働きかけます。



【ブックフェスタ事業の様子】

基本方針（２） 学校園・図書館・保育所・こども園等との連携強化

子どもが読書習慣を身につけ、本を読む楽しさを体感することで、夢や目標に前向きになり、主体的に生きていく力を身につけられるよう互いに連携を図り、取組を推進していきます。

〈具体的な施策〉

①幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進

幼稚園・保育所・こども園等において、絵本コーナーや読書スペースを充実する環境づくりを推進します。

また、定期的にお話会を開催するとともに、読み聞かせを通じて絵本や物語に親しむことで、子どもの豊かな想像力や言葉の表現力が養われるよう、保護者への働きかけを行います。

さらに、保護者に対し、家庭での読み聞かせの大切さを伝える機会を充実させます。

②小中学校における読書活動の推進

学校図書館において、計画的に新刊資料を購入し、蔵書の新鮮度を保つとともに、子どもの豊かな心や主体的に調べる力を育み、好奇心をかきたてる魅力的な学校図書館をめざします。

主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館が「読書センター」※⁷としての機能のみならず、「情報センター」※⁸や「学習センター」※⁹としてより一層充実するよう学校司書と取り組んでいきます。

また、子どもたちが学校図書館において、１人１台端末を活用し、図書とＩＣＴを組み合わせながら必要な情報を収集、整理・分析することで、情報活用能力の育成につなげていきます。

さらに、子どもたちのニーズに応じた図書の配送など、図書館との連携を強化し、より魅力的な運営に努めることで、学校図書館の利用を促進していきます。

用語解説

※ 7 読書センター

児童生徒の読書の習慣化を図り、豊かな人間性と情操、創造性を育む機能です。

※ 8 情報センター

多くの学校図書館メディアの中から必要な情報を探し、評価及び比較検討し、自分なりの考えを入れて組み立て、発信する力を育む機能です。

※ 9 学習センター

児童生徒の主体的な学習活動を支える機能及び全教科・領域における学習を深める機能です。

③図書館における読書活動の推進

図書館では、本に興味関心を持っていただくために、就学前児童には、「りんりん絵本ボックス」「団体貸出」「お話会」、小学生には、「社会見学」の受入れや「お話配達」、中学生には、「職場体験」の受入れを積極的に行います。

また、YAコーナーの充実、デジタル技術を活用するなどの社会変化にも柔軟に対応できる蔵書構成の構築及び電子書籍の導入を進め、読書推進を目指した環境整備に努めます。

④連携・協働による推進体制の整備

子どもの読書活動の支援を行っているボランティア団体において、円滑な活動が実施できるよう、行政及び学校園が協働により事業を行うことで、効果的な推進体制の整備を図ります。



【図書館 人形劇の様子】



基本方針（３） 読書への興味や地域に対する愛着を深める情報発信

子どもの読書活動を担う関係機関が、様々な機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を行います。

また、地域への誇りが持てるように、歴史・文化・自然などの岸和田の郷土の魅力発信を推進します。

〈具体的な施策〉

①本に親しむ環境づくり

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと保護者が一緒に参加できる行事等の開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもの読書習慣の確立に向けた取組を行います。

また、子どもと本をつなげるため、情報紙等を発行し、調べ学習に役立つ情報等を発信します。

②親子で本にふれる機会の提供

ブックスタート事業や各関係課が実施する事業において、家庭での読み聞かせの大切さや図書館の利用促進など、様々な場面で子ども読書活動の機会の提供に努めます。

③地域学習資料の収集及び活用

岸和田市及び泉州地域の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てるために地域資料の収集を行います。

また、地元の歴史研究家等と連携し、児童向けの郷土資料の作成やその資料を活かした地域学習を推進します。

3. 基本方針における事業一覧

事業名	概要	所管課 及び関係課	基本方針
放課後児童健全育成 事業（チビッコホーム）	読書習慣の定着化 と主体的な読書意 欲の向上をめざし ます。図書館から は、図書を定期的に 届け、読書活動を推 進します。	【所管課】 子育て支援課 【関係課】 図書館	(1)－① (2)－②
ブックフェスタ事業	図書館の利用促進 及び読書推進につ ながるよう、絵本の 読み聞かせなどの 行事を開催します。	【所管課】 図書館	(1)－①③ (3)－①②
公民館おやこ文庫	公民館内に図書を 備え、ボランティア の協力を得て、図書 の貸出、読書指導、 お話会などを実施 します。	【所管課】 生涯学習課	(1)－②
自動車文庫 「なかよし号」	子どもによく利用 される本・人気のあ る本・紙芝居など約 3,000冊を積み、図 書館から離れた10 校へ月1回巡回し ています。	【所管課】 図書館 【関係課】 学校教育課 (幼稚園) (小学校)	(1)－② (2)－②

事業名	概 要	所管課 及び関係課	基本方針
生涯学習部内連携事業	生涯学習・社会教育を活性化するため、生涯学習部4課（館）で連携して事業を実施します。図書館は絵本の読み聞かせや本の紹介等を行います。	【所管課】 生涯学習課 スポーツ振興課 郷土文化課 図書館	(3)－①②
ブックスタート	こども家庭すこやかセンターで実施している4か月児健診の際、絵本1冊と図書館の利用案内やおすすめの絵本リスト等を「ブックスタートセット」として配布します。	【所管課】 図書館	(1)－② (3)－②
だっこでおはなし会	生後3か月～11か月の赤ちゃんとその保護者に、家庭で赤ちゃんとおふれあうためのわらべ歌や絵本の紹介などをします。	【所管課】 図書館	(1)－② (3)－②
「みんなでこそだて」配布事業	岸和田市内の就学前児童を持った家庭に「みんなでこそだて」の冊子を配付します。	【所管課】 子育て施設課	(1)－② (3)－②

事業名	概 要	所管課 及び関係課	基本方針
障がい者支援サービス	配慮を必要とする子どもに対応した読書活動の推進のために、点字図書やデイジー(DAISY)図書 ^{※10} (マルチメディアデイジー図書 ^{※11} を含む)のほか、LLブック等の充実に努めます。	【所管課】 図書館	(1)－③
LLブック ^{※12} 等の 収集・提供	子どものニーズを把握し、図書館とも情報共有しながら、資料の収集・提供を行います。	【所管課】 図書館 【関係課】 人権教育課	(1)－③ (2)－③ (3)－②
障がい理解への取組	障がい理解に必要な図書の収集及び学習場面での活用 の推進を図ります。	【所管課】 人権教育課 【関係課】 図書館	(1)－③ (2)－④
保育所読書活動	年間を通して、乳児・幼児クラス・児童に絵本や文字にふれる時間を作っています。	【所管課】 子育て施設課 (保育所等)	(2)－①

事業名	概 要	所管課 及び関係課	基本方針
幼稚園・保育所・こども園等で行う出前授業や見学対応での図書紹介	幼稚園・保育所・こども園等での出前授業や自然資料館の見学対応において、読み聞かせや本の紹介を積極的に行っています。	【所管課】 郷土文化課 (自然資料館) 【関係課】 図書館	(2)-①
りんりん絵本ボックス	幼稚園・保育所等に3～4か月に1回のペースで絵本セットを届け、読書環境づくりに取り組みます。	【所管課】 図書館 【関係課】 子育て施設課 (保育所等) 学校教育課 (幼稚園)	(2)-①③
親子で遊ぼう	就学前の子どもとその保護者に、各年齢層に沿った絵本を紹介します。	【所管課】 子育て施設課 (保育所等)	(2)-① (3)-②
学校への出前授業での図書紹介	市内小学校やその他施設で出前授業を行い、学びたい児童のアプローチ、授業以外で学びたい人向けに資料を紹介します。	【所管課】 郷土文化課 【関係課】 学校教育課 (小学校) 図書館	(2)-②
小学校・中学校への団体貸出	ニーズを把握し、利用促進を行います。	【所管課】 図書館 【関係課】 学校教育課 (小学校) (中学校)	(2)-②③

事業名	概 要	所管課 及び関係課	基本方針
学校配送セット本 サービス	図書館から授業で 活用する調べ学習 や朝読セット等の 定期配送をしています。	【所管課】 図書館 【関係課】 学校教育課 (小学校)	(2) - ②③④
子ども向け郷土資料の 活用	郷土文化課及び関 係課の協力を得て、 資料を活用し、子ど もが岸和田に関心 を持てるように努 めます。	【所管課】 図書館 【関係課】 郷土文化課	(2) - ②③④
お話配達	年1回小学校に出 向き、授業時間に絵 本の読み聞かせな どを実施しています。	【所管課】 図書館	(2) - ③
お話会・行事	絵本の読み聞かせ やパネルシアター、 工作などを実施し ます。	【所管課】 図書館	(2) - ③ (3) - ①
教員向け機関紙 「fromM」での図書紹介	平成12(2000)年か ら発行している教 員向けの機関紙 「fromM」で、今後、 学校教員に授業で 役立つ図書の情報 を提供できるよう 努めます。	【所管課】 郷土文化課 (自然資料館) 【関係課】 図書館	(2) - ④ (3) - ③
自然資料館図書 コーナー	自然資料館内の図 書を分野ごとに配 架し、子ども向け の絵本コーナーを 作ります。	【所管課】 郷土文化課 (自然資料館)	(3) - ①

事業名	概 要	所管課 及び関係課	基本方針
パパママ教室	図書館ボランティアによる絵本の紹介と読み聞かせの方法を伝えるプログラムを年6回開催します。	【所管課】 子ども家庭課	(3)－②
あかちゃんひろば	生後3か月～1歳未満を対象に、絵本が赤ちゃんにとって大切なことを知ってもらいます。図書館からは、読み聞かせのコツや絵本紹介などを行います。	【所管課】 子育て施設課 (保育所等) 【関係課】 図書館	(3)－②

用語解説

※10 デイジー（DAISY）図書

視覚障がい等の方に配慮された録音図書です。

※11 マルチメディアデイジー図書

音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書です。

※12 LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた、やさしく読みやすい本のことです。

4. 発達段階における事業一覧 ※関係する事業については、重複しています。

発達段階別 取組	事業名	
	妊 娠 期 ・ 乳 幼 児 期	・ パパママ教室 ・ あかちゃんひろば ・ ブックスタート ・ だっこでおはなし会 ・ りんりん絵本ボックス ・ 親子で遊ぼう ・ 保育所読書活動 ・ 「みんなでこそだて」配布事業 ・ お話会・行事 ・ 幼稚園・保育所・こども園等で行う出前授業や見学対応での図書紹介 ・ 公民館おやこ文庫 ・ 自然資料館図書コーナー ・ 自動車文庫「なかよし号」
	小 学 生 期	・ 子ども向け郷土資料の活用 ・ 学校配送セット本サービス ・ お話配達 ・ お話会・行事 ・ 学校への出前授業での図書紹介 ・ 自動車文庫「なかよし号」 ・ 公民館おやこ文庫 ・ 放課後児童健全育成事業（チビッコホーム） ・ 小学校・中学校への団体貸出
	中 高 生 期	・ 教員向け機関紙「fromM」での図書紹介 ・ 小学校・中学校への団体貸出
	子 ど も 要 と す る 支 援 を 必 ず	・ 障がい理解への取組 ・ 障がい者支援サービス ・ LLブック等の収集・提供
	子 ど も の 推 進 を 支 え る 人 た ち と の 連 携	・ ブックフェスタ事業 ・ 生涯学習部内連携事業

第4章 第4次岸和田市子ども読書活動推進計画の実現に向けて

1. 推進体制

本市における子ども読書活動の推進を図るため、岸和田市子ども読書活動推進会議にて、子ども読書活動推進計画に基づく、具体的な方策の実現に向け、総合的な調整を行います。

2. 計画の進行管理と評価

各課における個別事業の取組の目標達成に向け、毎年度検証を行いながら、計画の推進に努めます。

3. 推進のための連携

この計画の推進にあたっては、学校園や家庭、地域、子どもに関わるすべての施設や団体等、行政が一体となって取り組むことが不可欠であり、計画の実現に向けて図書館が中心となり、学校園、家庭、地域等が連携し取り組みます。



【図書館 お話会の様子】



資 料

岸和田市子ども読書活動推進会議等設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、本市が策定した岸和田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、岸和田市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、計画に基づく具体的方策の実施に係る総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる課等の長をもって充てる。

- (1) 子育て支援課
- (2) 子ども家庭課
- (3) 子育て施設課
- (4) 学校教育課
- (5) 人権教育課
- (6) 生涯学習課
- (7) 郷土文化課
- (8) 図書館

(委員長)

第4条 委員長は、推進会議を総括する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係機関の職員、学識経験者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

(実務担当者会)

第6条 計画の円滑な遂行を図るため、実務担当者会を設置する。

2 実務担当者会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画に基づく具体的方策の取り組み状況の把握、課題分析に関すること。

(2) 計画の推進のために必要な調査及び研究に関すること。

3 実務担当者会は、会長及び実務担当者をもって組織する。

4 会長は、生涯学習部図書館長をもって充てる。

5 実務担当者は、第3条第3項に掲げる課等の長が、当該課等に所属する職員のうちから推薦する者をもって組織する。

6 実務担当者会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7 実務担当者会の会議は検討事項に関連ある職員のみで開催することができる。

8 会長は実務担当者会の会議の協議経過及び結果について推進会議に報告するものとする。

9 会長は、必要があると認めるときは、実務担当者の会議に実務担当者以外の職員や学識経験者、子どもの読書活動に関係する市民等の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。

(事務局)

第7条 推進会議及び実務担当者会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び実務担当者会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

岸和田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、岸和田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動に関する調査及び研究を行い、計画（案）を策定し、教育委員会へ提出する。

(組織)

第3条 委員会は10名以内の者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は子どもの読書活動に関わる関係各課の者のうちから当該課長の推薦によるものとする。

3 前項の関係各課は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援課
- (2) 子ども家庭課
- (3) 子育て施設課
- (4) 学校教育課
- (5) 人権教育課
- (6) 生涯学習課
- (7) 郷土文化課
- (8) 図書館

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づく計画（案）の策定をもって終了するものとする。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は図書館長とし、副委員長は学校教育課所属の職員とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(1) 部会に属する委員は、委員会の中から委員長が指名する。

(2) 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

(意見等の収集)

第8条 委員会は、計画(案)の策定に関し、幅広い意見等収集のため、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習部図書館に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県に置ける子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次岸和田市子ども読書活動推進計画
(あつまれ！本好き岸和田っ子プラン)

令和7年3月

発行 岸和田市教育委員会

編集 岸和田市立図書館